

副本

平成21年(行ウ)第153号 政策調整義務付け請求事件

原 告 竹原光江

被 告 国

第 1 準 備 書 面

平成21年10月23日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告指定代理人	三 村 仁
	高 石 興 則
	南 雅 晴
	高 原 慎 一
	秋 沢 陽 子
	佐 藤 真 紀 子
	大 谷 美 穂

被告は、本準備書面において、原告の2009年9月1日付け準備書面(1)（以下「原告準備書面(1)」という。）に対し、必要な範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で改めて用いるもののほか、従前の例による。

第1 独禁法40条及び45条から、政策調整義務を認めることはできないこと

1 原告は、本件訴えに關係する法律として独禁法40条及び45条を挙げ、同法40条の対象に「公務所」が含まれ、同法45条2項に「必要な調査をしなければならない」と規定されていることなどから、公正取引委員会は、原告の求めに応じて経済産業省に対し政策調整をしなければならない旨主張するようである（原告準備書面(1)1, 2ページ）。

しかしながら、同法40条及び45条から政策調整義務を認めることはできないから、原告の主張には理由がない。

2 独禁法は、事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とするものであり（同法1条）、事業者による私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している（同法3条及び19条等）。そして、同法の目的を達成するため内閣府設置法に基づき設置された公正取引委員会は（同法27条1項）、一般からの申告や職権探知などにより、独禁法に違反するおそれのある行為に係る情報（端緒）に接したとき（同法45条1項、4項、7条の2第7ないし9項など）は、違反行為の有無を明らかにするため、必要な範囲で調査活動（審査）を行い（同法47条）、その結果違反行為の存在が明らかとなったときは、事業者に対し、当該行為を排除するため、措置をとるよう命じ（同法7条及び20条等）、当該行為が課徴金賦課の要件を満たすものである場合には、課徴金の納付を命ずる（同法7条の2）。

また、公正取引委員会は、上記行政処分（排除措置命令及び課徴金納付命

令) を行うほか、独禁法101条ないし116条に規定する手続による調査により犯則の心証を得たとき、その他、独禁法の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない（同法74条1項及び2項）。

そして、公正取引委員会は、職務を行うために必要があるときは、公務所等又はその職員に対し、出頭を命じ、必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる（同法40条）。

3 このように、独禁法40条は、公正取引委員会がその職務を行うために必要があるときの一般的調査権限を規定するもので、独禁法45条は、事業者に対する行政処分等に向けられた調査権限を規定するものであるが、公正取引委員会がこのような権限を有しているからといって、公正取引委員会に政策調整義務があると直ちに認めることはできない。

そして、答弁書4ページで述べたとおり、原告が求める政策調整について、公正取引委員会が原告の個人的利益を保護するために政策調整義務を負うものではないから、原告の主張には理由がない。

4 また、平成20年7月9日付けでされた原告の報告（甲第1号証）を独禁法45条1項の報告と捉えるとしても、同法45条1項は、公正取引委員会の審査手続開始の職権発動を促す端緒に関する規定であるにとどまり、公正取引委員会に適当な措置をとることを要求する具体的請求権を付与したものではないから（最高裁昭和47年11月16日第一小法廷判決・民集26巻9号1573ページ）、同条項に基づく報告があったとしても、報告者に対して、公正取引委員会の職員が何らかの措置をとるべき義務を負うものではない。

そのほか、独禁法45条2項に基づく調査は、「事件について必要な調査」であり、同条1項による報告の内容が事業活動に係るものでないことが明らかな場合や、事業活動に係るものであっても独禁法違反の事実ではないことが明らかな場合までも審査（調査）手続を開始しなければならないものではなく、

原告の報告の内容が、資源エネルギー庁の政策に係るものであって、事業活動に係るものではないから、当該報告に基づき、公正取引委員会の職員は調査を行わなければならないということはできない。

なお、平成20年7月9日付けでされた原告からの報告については、独禁法45条3項に基づき、独禁法違反が認められず、同法による措置はとらない旨通知している（甲第2号証）。

5 以上のとおり、原告の主張には理由がない。

第2 原告の求釈明について

原告は、訴状請求の原因3において、公正取引委員会が原告の報告に対し何ら措置をとらない理由について釈明を求めるようであるが、原告の求釈明事項は、本件争点である公正取引委員会の職務上の注意義務違反の有無等について関連性が認められず、いずれも回答の要を認めない。